

中世東密教学における初法明道の変遷

——第八住心との関係を中心に——

大 鹿 眞 央

小稿では、中世の東密の学匠、特に密嚴院覺鑒（一〇九五～一一四三）と善通寺有範（一二七〇～一三五二）の教説を中心に取り上げ、各々が初法明道及び除蓋障三昧を得る階位をどのように考え、初法明道と第八住心との関係を如何に解釈していたのかを検討する。

そもそも、初法明道とは、『大日経』住心品や『大日経疏』⁽¹⁾卷一所説の悟りであり、真言行者が淨菩提心を門として発心する時に無相の菩提心を觀察し、自心本不生であると了知する智慧を指す。そして、初法明道に住して修学する菩薩は「不_二久勤苦_一、便得_二除一切蓋障三昧_一。」⁽²⁾と説明されている。

『密教大辞典』等の「除蓋障三昧」の項に「真言行者、初地に入りて法明道を証する三昧」と記述されているように、一般に、初法明道と除蓋障三昧とは、両者ともに真言行者が初地に得る悟りであると理解される。しかし、密教の行位論において重要視されてきた『無畏三藏禅要』では、除蓋障三昧を得る位を地前の三賢、即ち十住・十行・十廻向にあて、

その後「依_レ此漸進、遍_二周法界_一者、如_二經所説一名為_二初地_一。」⁽³⁾として、除蓋障三昧を得る階位と初地位とを区別している。それゆえ、これらの階位を如何に解釈するかは、教相研究が隆盛を見せた院政期以降の学僧にとって重要な課題となっていく。一例を挙げれば、南岳房濟暹（二〇二五～一一一五）は、除蓋障三昧を得る階位について「今云、是明_二十住中初發心住行_一也。」⁽⁴⁾と初住に配当している。これは、安然（八四一～八八九）、一説九一五没）撰『菩提心義抄』卷四における「大日宗云、入_二菩提心_一時、得_二除一切蓋障三昧_一。前已判為_二円密初住_一。」⁽⁵⁾の記述に見られるような除蓋障三昧を得る位を円教・密教の初住、即ち別教の初地とする安然の影響を色濃く受けたものと言える。⁽⁶⁾

また、空海が『十住心論』卷八⁽⁷⁾において初法明道を第八住心に配当し、なおかつ第八住心を真言門の「初門」に位置づけたことによって、第八住心を聖位に含めるか否かといった問題も、東密においては看過できない案件となった。小稿で

は、こうした背景を持った東密の学僧たちが、除蓋障三昧と初法明道、及び第八住心の関係を如何に解釈していたのかを考究していく。

まず、院政期に高野山で活躍した覚鑠における初法明道の解釈を検討する。以下に挙げる『打聞集』の記述は、覚鑠の講義を弟子の聖応が筆記したものである。

聖除蓋障三昧者、有種種除蓋障。不動之除蓋障・大日除蓋障等也。普賢・慈氏・妙吉祥・除蓋障云義、觀音・除蓋障一同之菩薩見。然、一道無為、觀音之普觀三昧云々、除蓋障三昧得事、第八住心初法明道同云々、有何失耶。法明道者、総真言家十二地並第八・第九住心名見。其中初故、名初法明道。淨菩提心亦名法明道云。此義可得⁽⁸⁾心。

冒頭の「聖」の字は、覚鑠の教説であることを示している。前半部では、除蓋障三昧に種々あることを述べ、胎藏曼荼羅の四菩薩と除蓋障菩薩との関係に言及している。ここで重要なのは、觀音菩薩と除蓋障菩薩とが同一の菩薩とみなし得ることを説く点、そして、各々の菩薩の三昧である普觀三昧と除蓋障三昧も同一とみなすことに何の問題もないと主張する点である。これは、『大日經疏』卷一六における「或以除蓋障替觀音⁽⁹⁾」という記述と、『十住心論』卷八の深秘釈の記述、即ち一道無為心所説の法門が觀音菩薩の普觀三昧と同一であるという記述⁽¹⁰⁾を承けたものであり、第十住心真言の除蓋障三昧を得ることと、第八住心即ち初法明道を得ること

中世東密教学における初法明道の変遷（大鹿）

の同一視を可とする旨を説示している。そして、後半部では、真言家の十二地並びに第八・第九住心を法明道と名づけ、その中の初めであるが故に、第八住心を初法明道と呼んでいる。さらに、『打聞集』の別の文章にも「聖又云」として「自宗真言十二地中初地、第八住心配故⁽¹¹⁾。」とあり、覚鑠は初法明道を得る階位、除蓋障三昧を得る階位、及び第八住心の普觀三昧を得る階位の全てを初地に配当する。要するに、覚鑠は、第八住心を初門として聖位に含み入れ、第八住心と第十住心真言に共通の余地を残すのである。覚鑠がこのような余地を残した理由を考察するに、『大日經』三劫段に見られるような、一道・極無・真言の三者の関係が曖昧とも取れる記述⁽¹²⁾において、真言の優位を保ちつつ、それらを会通する必要に迫られていたことが挙げられる。それ故に、覚鑠は「於諸顯教是究竟理智法身、望真言門、是則初門。」といった空海の教説に則った上で、第八・第九住心の境地を聖位の初門に包摂するのである。

次に、宥範撰『大日經疏妙印抄』（以下、『妙印抄』）の文章を取り上げ、初法明道の理解について検討を加えたい。『妙印抄』は、宥快（一三四五―一四一六）撰『大日經疏伝授鈔』に依れば、師僧の宥祥（別名、妙淨）からの伝授を書き集めたものであり、妙淨が印可を与えたため『妙印抄』と名づけたとされる。しかし、今回取り扱う箇所は、宥祥撰『大日經

中世東密教学における初法明道の変遷（大鹿）

疏義述』には見られない思想を含むため、宥範独自の展開であると言えよう。以下に『妙印抄』巻一八の記述を引用する。

於「如実知自心」可有「横竖二義」。其「竖義者」、当宗謂也。所謂、如「实知」三諦「即是之旨」。如「实知」本地無作之仏。以「如」此義、為「彼一道無為心之如実菩提」也。其「横義者」、殊異菩薩之外儀、似「一道無為心行相」、而内証識「塵教之広多証」曼荼之本仏。是即「横如実知自心之義也」。如「如実知自心者」、初法明道亦以同「此殊異菩薩所証初地」也。⁽¹⁴⁾

右の如実知自心の横義において、初法明道が「殊異の菩薩」の初地の境界と同一であると明示する点は一目に値する。右の文章で「外儀は一道無為心の行相に似たり」と説明されている「殊異の菩薩」について更なる検討を加えるべく、『大日經疏』巻二の「学摩訶衍人初得出世初心、与小乘見道、適齊」⁽¹⁵⁾について解説した『妙印抄』巻一四の記述を以下に取り上げることにする。

学摩訶衍人者、是則真言乗教中殊異菩薩是也。所謂内証菩提心、雖「真言乗之大菩提心」、外相行儀殊於真言。其外相雖同於二乘行儀、内証菩提心亦異顯乘故。此菩薩名殊異菩薩也。⁽¹⁶⁾

右の記述を要約すると、殊異の菩薩とは、内証は真言乗の大菩提心を有しながらも、外相は顯乗の行儀と同じ菩薩ということになる。また、巻一四の別の箇所には「是則彼殊異菩薩、雖証得初地無尽宝蔵、且沈自証之法愛、不發利他之妙行分齊」⁽¹⁷⁾と説明する文も見られ、真言行者で、初地

位に上ったときに、自証の法愛に沈み、利他の妙行を發さず止まってしまった者も「殊異の菩薩」と呼ぶのである。

宥範が「殊異の菩薩」という概念を使用した理由、これら一道・極無・真言の三者の關係が曖昧とも取れる記述を会通するためである。ただし、覚鑠の解釈と違って、宥範は第八・第九住心と第十真言との間に共通の余地を設けない。前九種住心が聖位の分齊に包摂されないように、敢えて外相が顯乗の行儀と相似した「真言行者」⁽¹⁸⁾を設定することで、法明道を真言乗に限定するのである。

以上をまとめると、初法明道を得る階位と除蓋障三昧を得る階位について、覚鑠は両位とも初地に配当する。これは、空海が第八住心に初法明道を配したことを承けて、第八住心と真言乗とに共通する余地を設けたものと考えられる。つまり、真言乗の極果の優位は当然揺るがないとしても、第八住心も法明道（聖位）に含み入れる点で余地を残しているのである。一方で、宥範も初法明道を得る階位を初地に配当する。しかし、院政期の済暹や覚鑠と比較すると、鎌倉末期の宥範には第八住心をより厳しく区別する方向へと変化している様子が見て取れる。宥範は「殊異の菩薩」といった独自の概念を用いて、聖位に到達できる者を真言行者に限定しているのである。

- 1 『大日經疏』卷一（大正三九・五九〇頁上〜中）。
- 2 『大日經』卷一（大正一八・一頁下〜二頁上）。
- 3 『無畏三藏禪要』（大正一八・九四五頁中）。
- 4 『大日經住心品疏私記』卷七（大正五八・七四一頁中〜下）。
- 5 『菩提心義抄』卷四（大正七五・五三一頁中）。
- 6 安然における除蓋障三昧の理解については、大久保良峻「台密の行位論」（『台密教学の研究』第七章、法藏館、二〇〇四）を参照。
- 7 『十住心論』卷八（弘全一・三五八頁〜三五九頁）。「秘密主、此菩薩淨菩提心門、名初法明道。釈曰、謂、無相・虚空相及非青非黃等言並是明法身真如一道無為之真理。仏説此、名初法明道。（中略）於諸顯教是究竟理智法身、望真言門、是則初門。」
- 8 『打聞集』（興全上・五〇八頁〜五〇九頁）。
- 9 『大日經疏』卷一六（大正三九・七四一頁下）。「四菩薩者、普賢・文殊・慈氏・觀音・是其位也。前緣起列衆中、或以除蓋障替觀音。或以一切惡趣替文殊。其義各異。（中略）此中用觀音為正也。」
- 10 『十住心論』卷八（弘全一・三六四頁〜三六五頁）。「此一道無為住心有二種義。謂、浅略如前。深秘義者、下所説真言門義、是也。言、一道無為住心所説法門、是觀自在菩薩三摩地門。（中略）是觀自在菩薩住普觀三昧、説自心真言曰……。」
- 11 『打聞集』（興全上・五〇七頁）。
- 12 東密における『大日經』三劫段の解釈に関しては、拙稿「中世東密教学における三劫段解釈―道範における第三劫段解釈を中心に―」（『印仏研』六〇―一、二〇一一）を参照。
- 13 『大日經疏伝授鈔』（『大疏秘記集』上・三六丁左）。ちなみに、

中世東密教学における初法明道の変遷（大 鹿）

宥範は「殊異の菩薩」について「如来指此事而説諸仏大秘密外道不能識。（中略）冀、有心学者、得此殊異之大秘密者、懸鏡於經疏、浅略・深秘、横堅・漸頓自在無碍通達識知矣。」（『妙印鈔』卷一八・大正五八・一六七頁中）として「諸仏の大秘密」と称している。これについて、宥快は「彼法印、自元教相等未練仁故、抄物一科簡不符合事多之歟。（中略）妙浄上人口伝等中更無事等、自由書集之、称秘訣授之。」（『大疏秘記集』上・四〇丁右）と批判する。

- 14 『妙印抄』卷一八（大正五八・一六五頁上）。
- 15 『大日經疏』卷二（大正三九・六〇一頁上）。
- 16 『妙印抄』卷一四（大正五八・一三三頁中）。
- 17 『妙印抄』卷一四（大正五八・一三六頁上）。
- 18 除蓋障三昧と初法明道の関係については、『妙印抄』には「若能依此秘密方便、精神修行、現得除蓋障三昧、至法明道。」（大正五八・一九九頁下）や「得除蓋障三昧、住初地浄菩提心也。」（大正五八・三七三頁中）といった記述は見られるものの、両者の関係について深く考察した様子は見られない。

〈キーワード〉 覚鑠、宥範、『打聞集』、『大日經疏妙印抄』、初法

明道、除蓋障三昧、第八住心

（早稲田大学助手）